

## 【参考資料 1】 他の資格のカリキュラム等について

厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課  
虐待防止対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 児童福祉司等のカリキュラム等について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 児童福祉司の概要

※下線は、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)による改正

## 1 児童福祉司の位置づけ

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。（児童福祉法第13条第1項等）

## 2 児童福祉司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

（1）子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること

（2）必要な調査、社会診断※を行うこと

※調査により、子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断

（3）子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと

（4）子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと

## 3 児童福祉法第13条第3項に基づく任用の要件

○都道府県知事の指定する児童福祉司等養成校を卒業、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

○大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したもの

○医師      ○社会福祉士      ○精神保健福祉士      ○公認心理師

○社会福祉主事として2年以上相談援助業務に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

○上記と同等以上の能力を有する者であって、厚生労働省令で定めるもの

## 4 児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。（児童福祉法第13条第8項）

## 5 人数等

○ 全国の児童相談所に 5, 168名（令和3年4月1日現在、任用予定含む）配置されている。

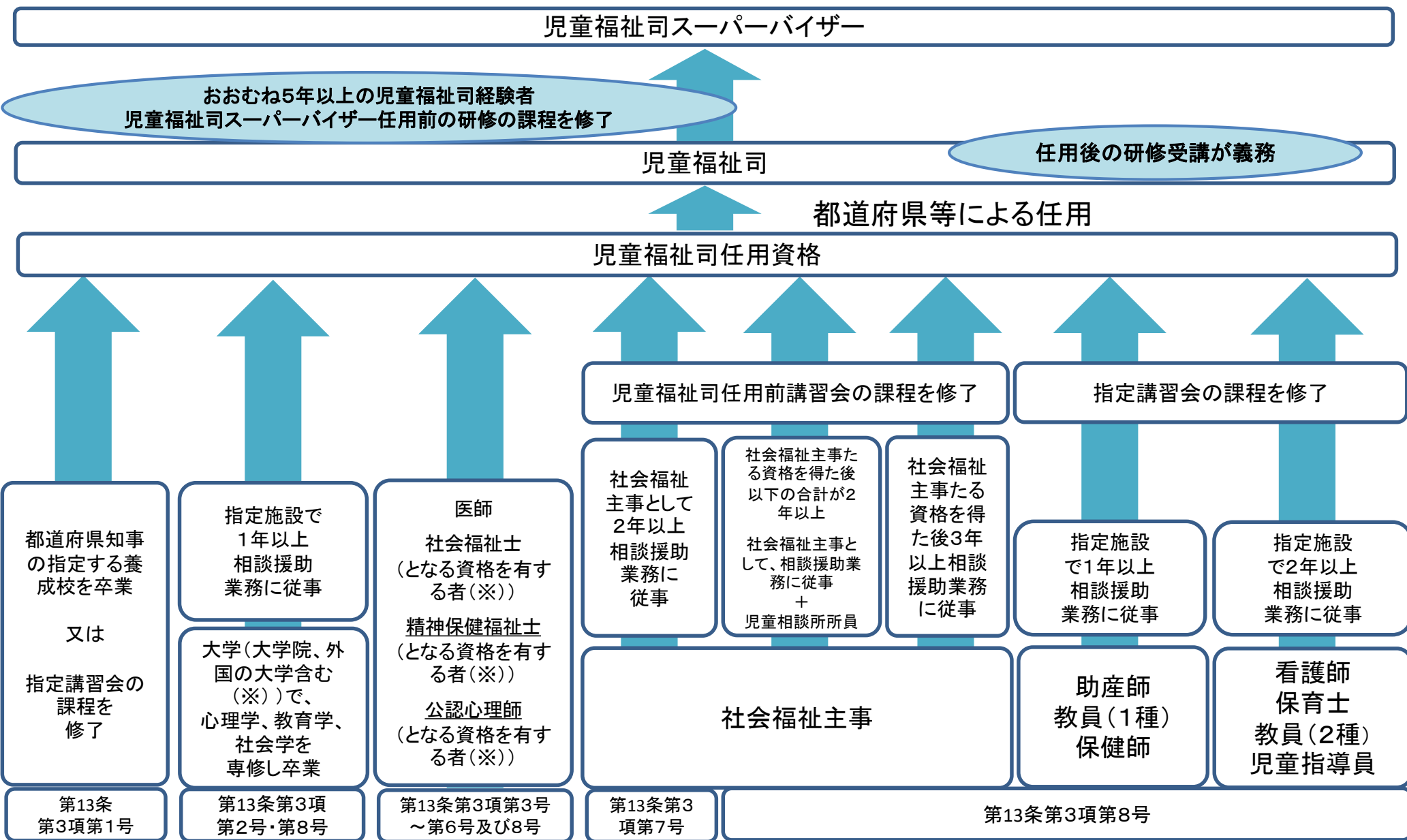
○ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定める。（児童福祉法第13条第2項）

※政令で定める基準：児童福祉司は、各児童相談所の管轄地域の人口3万に1人以上配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には、業務量（児童虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行う。（令和4年度までの間は経過措置を設ける。）

# 児童福祉司の任用資格取得過程

令和4年4月以降

※下線は、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）による改正



※第13条第3項第8号に該当。

# 要保護児童対策調整機関における専門職の配置 【平成29年4月施行・児童福祉法】

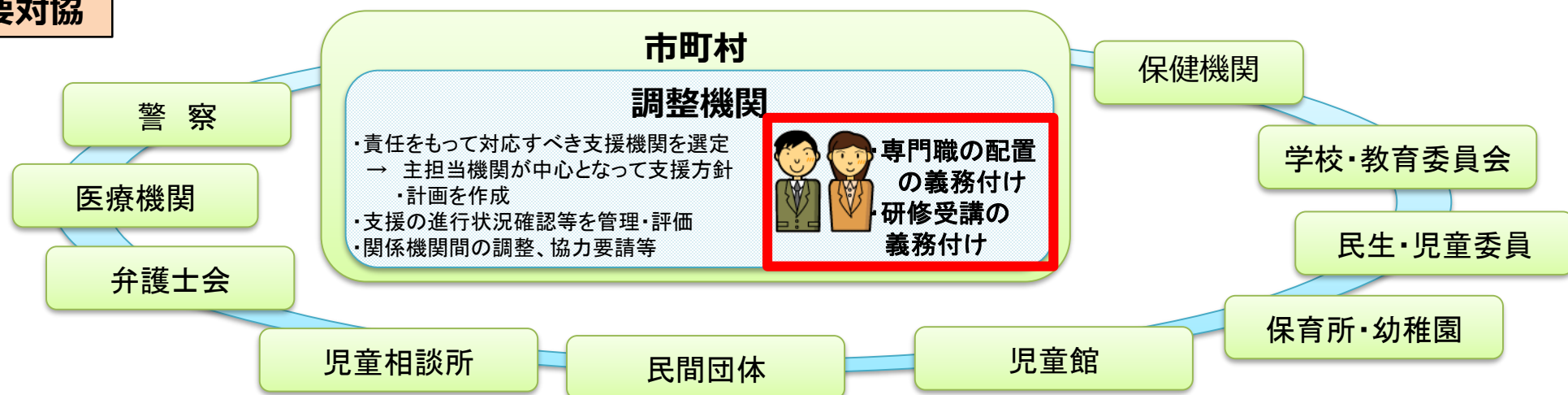
考え方

- 要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)が設置されている市町村であっても、深刻なケースで連携の漏れが指摘される場合があり、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要。
- 要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)が、個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効ある役割を果たすためには、児童の問題に通じた専門性を有する人材が必要。

## 改正法による対応

- 調整機関に専門職の配置を義務付け(現行は努力義務)。- 児童福祉司たる資格を有する者、保健師、保育士等
  - 調整機関に配置される専門職に、研修受講を義務付け。
- ※ 要対協の運営の改善策として、①要対協において情報共有すべき児童等の範囲の明確化、②協議に時間を要する場合の主たる支援機関の選定、などの取組を進める。
- ※ 「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」にて、研修科目等を検討

## 要対協



## <調整機関における専門職の配置状況> (平成31年4月1日時点)

| 区分               | 市区           | 町            | 村            | 合計             |
|------------------|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 地域協議会設置数         | 815          | 741          | 182          | 1,738          |
| 調整機関における専門職の配置状況 | 784<br>96.2% | 586<br>79.1% | 145<br>79.7% | 1,515<br>87.2% |

# 児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等について

改正児童福祉法を踏まえ義務化された、平成29年4月から実施される児童福祉司等に対する研修の内容については、「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG（座長 山縣文治：関西大学教授）」において、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行い、研修等の到達目標やカリキュラム等を策定し、当該カリキュラム等を基に、研修等の基準等を平成29年厚生労働省告示第130号、同第131号、同第132号、同第134号で定め、詳細については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において示したところである。

|           | 児童福祉司任用前講習会                                                                               | 児童福祉司任用後研修                            | 児童福祉司<br>スーパーバイザー研修                        | 要保護児童対策調整機関<br>専門職研修                 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------|
| 到達目標      | 知識、態度について<br>82項目                                                                         | 知識、技術、態度について<br>151項目                 | 知識、技術、態度について<br>87項目                       | 知識、技術、態度について<br>219項目                |
| 時間数等      | 30時間（90分×20コマ）<br>講義を中心に演習と一体的に<br>実施                                                     | 30時間（90分×20コマ）<br>演習を中心に講義と一体的に<br>実施 | 28.5時間（90分×19コマ）<br>演習15コマ、講義4コマ           | 28.5時間（90分×19コマ）<br>講義13コマ、演習6コマ     |
| 研修期間      | 5日間程度<br>（修業期間は概ね1月以内）                                                                    | 5日間程度<br>（修業期間は概ね6月以内）                | OJTをはさんで前期3日程<br>度、後期3日程<br>度（修業期間は概ね6月以内） | 5日間程度、または3日程を<br>2回<br>（修業期間は概ね6月以内） |
| 実施主体      | 都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人<br>※スーパーバイザー研修については、平成29年度は試行的実施 |                                       |                                            |                                      |
| 講師        | 講師は各科目を教授するのに適当な者であること                                                                    |                                       |                                            |                                      |
| 研修の<br>修了 | 振り返り（レポート作成等）、修了証の交付、修了の記録（修了者名簿等による管理）                                                   |                                       |                                            |                                      |

| 児童福祉司任用前講習会      |                           |     | 児童福祉司任用後研修       |                           |     | 児童福祉司スーパーバイザー研修    |                             |     | 要保護児童対策調整機関専門職研修   |                         |     |
|------------------|---------------------------|-----|------------------|---------------------------|-----|--------------------|-----------------------------|-----|--------------------|-------------------------|-----|
| 番号               | 科 目                       | コマ数 | 番号               | 科 目                       | コマ数 | 番号                 | 科 目                         | コマ数 | 番号                 | 科 目                     | コマ数 |
| 1                | 子どもの権利擁護                  | 1   | 1                | 子ども家庭支援のためのケースマネジメント      | 4   | 1                  | 子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題      | 1   | 1                  | 子どもの権利擁護と倫理             | 1   |
| 2                | 子ども家庭福祉における倫理的配慮          | 1   | 2                | 子どもの面接・家族面接に関する技術         | 1   | 2                  | スーパービジョンの基本（講義）             | 1   | 2                  | 子ども家庭相談援助制度及び実施体制       | 1   |
| 3                | 子ども家庭相談援助制度及び実施体制         | 1   | 3                | 児童相談所における方針決定の過程          | 1   | 3                  | 子ども家庭支援のためのケースマネジメント        | 2   | 3                  | 要保護児童対策地域協議会の運営         | 2   |
| 4                | 子どもの成長・発達と生育環境            | 2   | 4                | 社会的養護における自立支援             | 3   | 4                  | 子どもの面接・家族面接に関する技術           | 1   | 4                  | 会議の運営とケース管理             | 1   |
| 5                | ソーシャルワークの基本               | 1   | 5                | 関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援 | 3   | 5                  | 関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援   | 1   | 5                  | 児童相談所の役割と連携             | 1   |
| 6                | 子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本   | 3   | 6                | 行政権限の行使と司法手続き             | 2   | 6                  | 行政権限の行使と司法手続き               | 1   | 6                  | 子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方     | 2   |
| 7                | 児童相談所における方針決定の過程          | 1   | 7                | 子ども虐待対応                   | 4   | 7                  | 子ども虐待対応                     | 4   | 7                  | 社会的養護と市区町村の役割           | 1   |
| 8                | 社会的養護における自立支援             | 2   | 8                | 非行対応                      | 2   | 8                  | 非行対応                        | 1   | 8                  | 子どもの成長・発達と生育環境          | 1   |
| 9                | 関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援 | 2   |                  |                           |     | 9                  | 社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク | 2   | 9                  | 子どもの生活に関する諸問題           | 1   |
| 10               | 行政権限の行使と司法手続き             | 1   |                  |                           |     | 10                 | スーパービジョンの基本（演習）             | 3   | 10                 | 子ども家庭支援のためのソーシャルワーク     | 2   |
| 11               | 子ども虐待対応の基本                | 3   |                  |                           |     | 11                 | 子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題  | 1   | 11                 | 子ども虐待対応                 | 3   |
| 12               | 非行対応の基本                   | 1   |                  |                           |     | 12                 | ソーシャルワークとケースマネジメント          | 1   | 12                 | 母子保健の役割と保健機関との連携        | 1   |
| 13               | 障害相談・支援の基本                | 1   |                  |                           |     |                    |                             |     | 13                 | 子どもの所属機関の役割と連携          | 1   |
|                  |                           |     |                  |                           |     |                    |                             |     | 14                 | 子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用 | 1   |
| 合計<br>20コマ【30時間】 |                           |     | 合計<br>20コマ【30時間】 |                           |     | 合計<br>19コマ【28.5時間】 |                             |     | 合計<br>19コマ【28.5時間】 |                         |     |

※ 1コマ＝90分 ※ 科目の番号は講義、演習の順番を表すものではない。

# 社会福祉士のカリキュラム等について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare



# 社会福祉士の資格の概要

## 1 社会福祉士の定義

社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者

「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号) 第2条第1項

## 2 資格取得方法

3つのルートのいずれかにより国家試験の受験資格を取得し、社会福祉士国家試験に合格し、登録することが必要

- ① 福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」
- ② 福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で6月以上修学する「短期養成施設ルート」
- ③ 一般大学等を卒業又は4年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で1年以上修学する「一般養成施設ルート」

## 3 国家試験の概要

- 実施時期 年1回の筆記試験(例年2月上旬に実施)
- 試験科目 ①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、  
(筆記試験) ⑤社会調査の基礎、⑥相談援助の基盤と専門職、⑦相談援助の理論と方法、⑧地域福祉の理論と方法、  
⑨福祉行財政と福祉計画、⑩福祉サービスの組織と経営、⑪社会保障、⑫高齢者に対する支援と介護保険制度、  
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度、⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、  
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度、⑯保健医療サービス、⑰就労支援サービス、⑱権利擁護と成年後見制度、  
⑲更生保護制度  
※精神保健福祉士については、その申請により精神保健福祉士試験との共通科目(①、②、③、④、⑧、⑨、⑪、⑬、⑮、  
⑯、⑱の11科目)の試験が免除される。
- 第34回試験結果(令和3年度実施) 受験者数 34,563人、合格者数 10,742人(合格率31.1%)

## 4 資格者の登録状況

266,557人(令和4年3月末現在)

## 5 社会福祉士養成施設等の状況

- 学校、養成施設数(令和4年4月1日時点)  
福祉系大学等: 239校 298課程  
社会福祉士指定養成施設: 66校93課程

# 社会福祉士の資格取得ルート

「法」 ……社会福祉士及び介護福祉士法

法  
第7条  
第1号

法  
第7条  
第4号

法  
第7条  
第7号

法  
第7条  
第2号

法  
第7条  
第5号

法  
第7条  
第8号

法  
第7条  
第9号

法  
第7条  
第12号

法  
第7条  
第3号

法  
第7条  
第6号

法  
第7条  
第10号

法  
第7条  
第11号

## 福祉系大学ルート

## 短期養成施設ルート

## 一般養成施設ルート

福祉系  
大学等  
(4年)  
指定科  
目履修

福祉系  
短大等  
(3年)  
指定科  
目履修

福祉系  
短大等  
(2年)  
指定科  
目履修

福祉系  
大学等  
(4年)  
基礎科  
目履修

福祉系  
短大等  
(3年)  
基礎科  
目履修

福祉系  
短大等  
(2年)  
基礎科  
目履修

社会福祉  
主事  
養成機関

・児童福祉司  
・身体障害者福祉司  
・査指導員の障害者福祉司  
・老人福祉指導主事  
(実務4年)

一般  
大学等  
(4年)

一般  
短大等  
(3年)

一般  
短大等  
(2年)

相談援助実務  
(4年)

実務  
経験  
(2年)

実務  
経験  
(1年)

実務  
経験  
(1年)

実務  
経験  
(2年)

実務  
経験  
(2年)

実務  
経験  
(1年)

実務  
経験  
(2年)

社会福祉士短期養成施設等(6月以上)

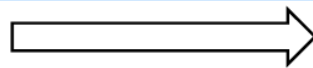
社会福祉士一般養成施設等  
(1年以上)

社会福祉士国家試験

社会福祉士資格取得(登録)

# 社会福祉士養成課程の教育内容の見直し 【新旧対照表】

【現行】 一般養成 22科目、1,200時間  
短期養成 6科目、660時間



【見直し後】 一般養成 23科目、1,200時間  
短期養成 8科目、720時間

| 社会福祉士養成科目【現行】          | 一般養成<br>(時間数) | 短期養成<br>(時間数) | 大学等  |      |
|------------------------|---------------|---------------|------|------|
|                        |               |               | 指定科目 | 基礎科目 |
| ①人体の構造と機能及び疾病          | 30            |               | ○    | ○    |
| ②心理学理論と心理的支援           | 30            |               | ○    | ○    |
| ③社会理論と社会システム           | 30            |               | ○    | ○    |
| ④現代社会と福祉               | 60            | 60            | ○    |      |
| ⑤社会調査の基礎               | 30            |               | ○    | ○    |
| ⑥相談援助の基盤と専門職           | 60            |               | ○    | ○    |
| ⑦相談援助の理論と方法            | 120           | 120           | ○    |      |
| ⑧地域福祉の理論と方法            | 60            | 60            | ○    |      |
| ⑨福祉行財政と福祉計画            | 30            |               | ○    | ○    |
| ⑩福祉サービスの組織と経営          | 30            |               | ○    | ○    |
| ⑪社会保障                  | 60            |               | ○    | ○    |
| ⑫高齢者に対する支援と介護保険制度      | 60            |               | ○    | ○    |
| ⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度   | 30            |               | ○    | ○    |
| ⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 | 30            |               | ○    | ○    |
| ⑮低所得者に対する支援と生活保護       | 30            |               | ○    | ○    |
| ⑯保健医療サービス              | 30            |               | ○    | ○    |
| ⑰就労支援サービス              | 15            |               | ○    | ○    |
| ⑱権利擁護と成年後見制度           | 30            |               | ○    | ○    |
| ⑲更生保護制度                | 15            |               | ○    | ○    |
| ⑳相談援助演習                | 150           | 150           | ○    |      |
| ㉑相談援助実習指導              | 90            | 90            | ○    |      |
| ㉒相談援助実習                | 180           | 180           | ○    |      |
| 合計                     | 1,200         | 660           | 22科目 | 16科目 |

大学等においては  
3科目のうち1科目を履修

大学等においては  
3科目のうち1科目を履修

| 社会福祉士養成科目【見直し後】      | 一般養成<br>(時間数) | 短期養成<br>(時間数) | 大学等  |      |
|----------------------|---------------|---------------|------|------|
|                      |               |               | 指定科目 | 基礎科目 |
| ①医学概論                | 30            |               | ○    | ○    |
| ②心理学と心理的支援           | 30            |               | ○    | ○    |
| ③社会学と社会システム          | 30            |               | ○    | ○    |
| ④社会福祉の原理と政策          | 60            | 60            | ○    |      |
| ⑤社会福祉調査の基礎           | 30            |               | ○    | ○    |
| ⑥ソーシャルワークの基盤と専門職     | 30            |               | ○    | ○    |
| ⑦ソーシャルワークの基盤と専門職(専門) | 30            |               | ○    | ○    |
| ⑧ソーシャルワークの理論と方法      | 60            | 60            | ○    |      |
| ⑨ソーシャルワークの理論と方法(専門)  | 60            | 60            | ○    |      |
| ⑩地域福祉と包括的支援体制        | 60            | 60            | ○    |      |
| ⑪福祉サービスの組織と経営        | 30            |               | ○    | ○    |
| ⑫社会保障                | 60            |               | ○    | ○    |
| ⑬高齢者福祉               | 30            |               | ○    | ○    |
| ⑭障害者福祉               | 30            |               | ○    | ○    |
| ⑮児童・家庭福祉             | 30            |               | ○    | ○    |
| ⑯貧困に対する支援            | 30            |               | ○    | ○    |
| ⑰保健医療と福祉             | 30            |               | ○    | ○    |
| ⑱権利擁護を支える法制度         | 30            |               | ○    | ○    |
| ⑲刑事司法と福祉             | 30            |               | ○    | ○    |
| ㉑ソーシャルワーク演習          | 30            | 30            | ○    |      |
| ㉒ソーシャルワーク演習(専門)      | 120           | 120           | ○    |      |
| ㉓ソーシャルワーク実習指導        | 90            | 90            | ○    |      |
| ㉔ソーシャルワーク実習          | 240           | 240           | ○    |      |
| 合計                   | 1,200         | 720           | 23科目 | 15科目 |

大学等においても、全ての科目の履修を必修化

※科目の見直しについては、代表的なもののみ掲載。新たな教育内容は令和3年度から順次適用予定。

# 社会福祉士養成課程の教育内容等の見直し（概要）

## 見直しの背景

- 平成30年3月にとりまとめられた、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について（以下「報告書」という。）」を踏まえ、今後、地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するため、ソーシャルワークの専門職としての役割を担って行ける実践能力を有する社会福祉士を養成する必要があることから、教育内容等を見直すため、各分野の専門有識者及び実践者からなる「作業チーム」を設置。

### 「報告書」抜粋

- 地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するためには、これらのソーシャルワーク機能(※1)の発揮が必要であり、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士が、その役割を担っていけるような実践能力を習得する必要があることから、現行のカリキュラムを見直し、内容の充実を図っていく必要がある。

※1 これらのソーシャルワーク機能

- 複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能
- 地域住民等が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能

- 社会福祉士の実践能力を高めていくためには、カリキュラムの見直しの中で、実践能力を養うための機会である実習や演習を充実させるとともに、教員が新カリキュラムを展開していくための研修や教員・実習指導者の要件等について検討する必要がある。

## 見直しの方向性

- 「報告書」及び平成19年度カリキュラム改正以降の社会状況の変化や法制度の創設等を踏まえ、ソーシャルワーク機能を発揮できる実践能力の習得が図られるよう、以下の点について、教育内容の見直しを行った。
  - 1 養成カリキュラムの内容の充実
  - 2 実習及び演習の充実
  - 3 実習施設の範囲の見直し                      等

## 教育内容の見直しのスケジュール

- 2019（令和元）年度から周知を行う。2021（令和3）年度より順次導入を想定。

# 精神保健福祉士のカリキュラム等について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 精神保健福祉士

## 概要

精神保健福祉士は、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に基づく名称独占の資格であり、精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。

## 主な配置先

病院（精神科病院、一般病院）、診療所、障害者支援施設、障害福祉サービス等事業所、行政機関（精神保健福祉センター、保健所）、保護観察所 等

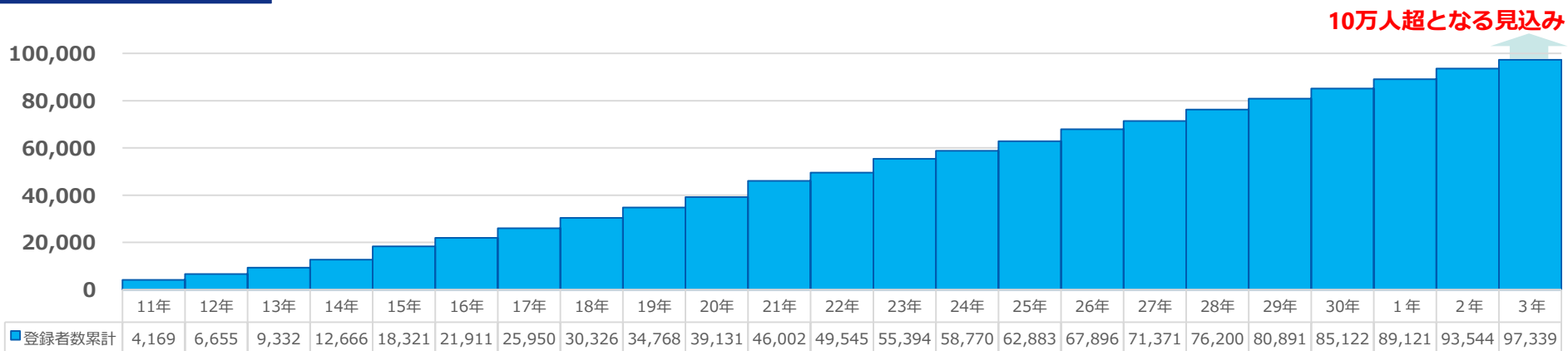
## 資格者の登録状況

**98,882 人**  
(令和4年6月末現在)

## 指定試験機関・指定登録機関

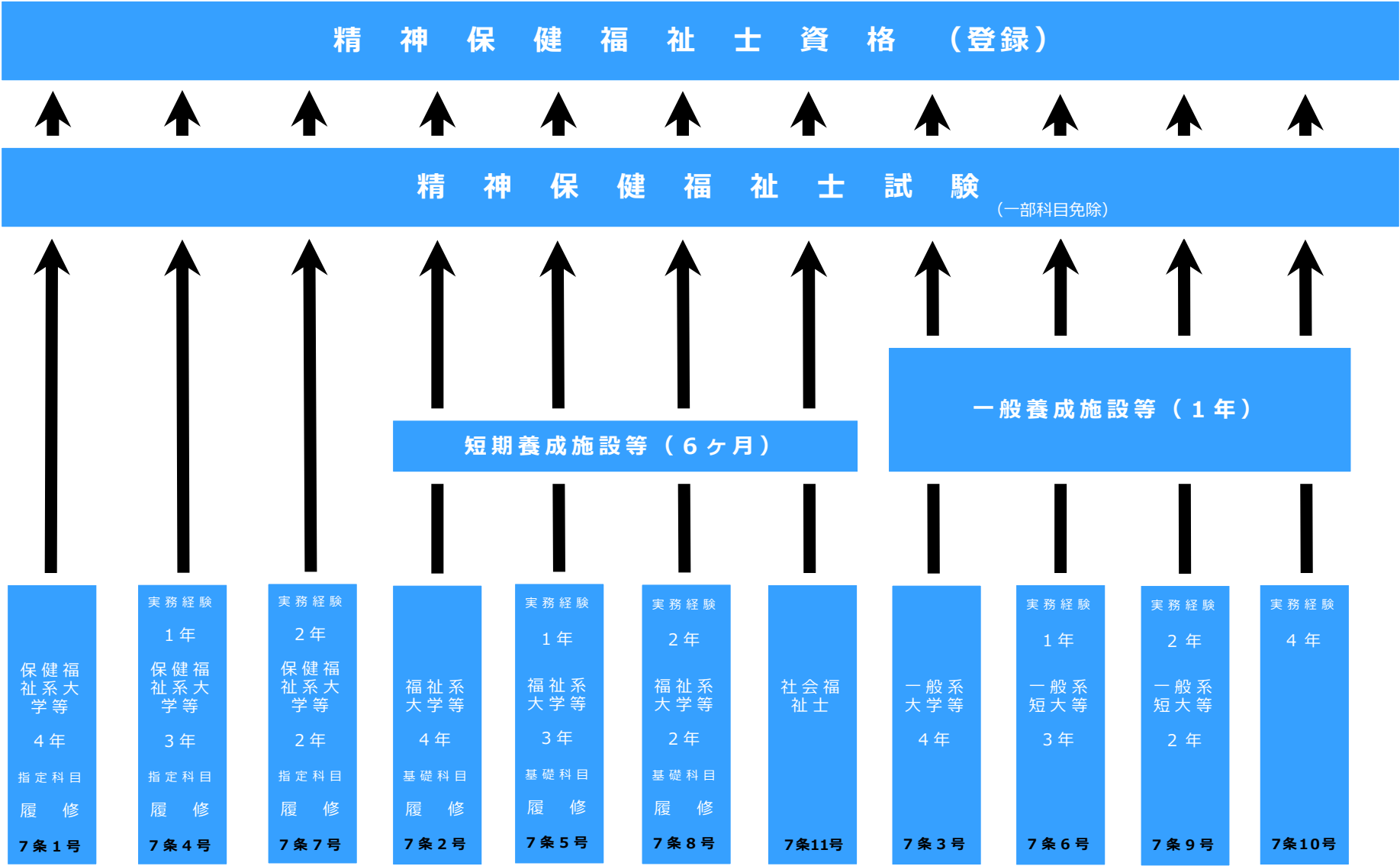
公益財団法人 社会福祉振興・試験センター  
根拠：精神保健福祉士法  
第10条（試験事務）  
第35条（登録事務）

## 資格登録状況





# 資格取得方法



# 精神保健福祉士養成課程の教育内容等の見直し（概要）

## 見直しの背景

- 精神保健福祉士を取り巻く環境の変化に伴い、精神保健福祉士が果たす役割は、精神障害者に対する援助のみならず、精神障害等によって日常生活又は社会生活に支援を必要とする者や精神保健（メンタルヘルス）の課題を抱える者への援助へと拡大してきている。
  - 役割の拡大とともに精神保健福祉士の配置・就労状況も、医療（病院・診療所など）、福祉（障害福祉サービス等事業所など）、保健（行政など）から、教育（各種学校など）、司法（更生保護施設、刑務所等矯正施設など）や産業・労働（ハローワーク、EAP企業、一般企業など）へ拡大している。
  - また、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討委員会）や社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会より、包括的な相談支援を担える人材育成等のため養成カリキュラムの見直しを検討すべきとの指摘がされている。
- 〔精神保健福祉士を取り巻く環境の変化の例〕

出典：精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会 中間報告書

- 平成25年、地域社会における共生の実現に向けて、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、「障害者自立支援法」改正、「障害者総合支援法」の施行
- 平成29年、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において、精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことを新たな理念として明記
- アルコール、薬物、ギャンブル等の各依存症などへの対策として、人材育成や依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関等の地域の医療・相談支援体制の整備を推進することや、予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備の推進

〔地域力強化検討委員会中間とりまとめ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～〕

“我が事・丸ごと”を実現するためには、制度横断的な知識を有し、アセスメントの力、支援計画の策定・評価、関係者の連携・調整・資源開発までできるような、包括的な相談支援を担える人材育成に取り組むべきである。また、ソーシャルワーカーの養成や配置等については、国家資格として現在の養成カリキュラムの見直しも含めて検討すべきである。

- 以上のことから、精神保健福祉士を取り巻く状況に的確に対応できる人材を育成することを目的に、「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」及び具体的な教育内容等に関する検討を行うワーキンググループを設置し、教育内容の検討を行った。

## 見直しの方向性

- 2012（平成24）年度の現行カリキュラムの施行以降の社会状況の変化や法制度の創設等を踏まえ、精神保健福祉士を取り巻く状況に的確に対応できる人材が育成されるよう、以下の点について、教育内容の見直しを行った。
  - 1 養成カリキュラムの内容の充実
  - 2 実習・演習の充実
  - 3 実習施設の範囲の見直し等

## 教育内容の見直しのスケジュール

- 2019（令和元）年度から周知を行う。2021（令和3）年度より順次導入。



# 精神保健福祉士養成課程の教育内容の見直し【新旧対照表】

| 【現行】<br>精神保健福祉士養成科目  | 一般養成<br>(時間数) | 短期養成<br>(時間数) | 大学等  |      |   | 【見直し後】<br>精神保健福祉士養成科目 | 一般養成<br>(時間数) | 短期養成<br>(時間数) | 大学等  |      |
|----------------------|---------------|---------------|------|------|---|-----------------------|---------------|---------------|------|------|
|                      |               |               | 指定科目 | 基礎科目 |   |                       |               |               | 指定科目 | 基礎科目 |
| ①人体の構造と機能及び疾病        | 30            |               | ○    | ○    |   | ①医学概論                 | 30            |               | ○    | ○    |
| ②心理学理論と心理的支援         | 30            |               | ○    | ○    |   | ②心理学と心理的支援            | 30            |               | ○    | ○    |
| ③社会理論と社会システム         | 30            |               | ○    | ○    |   | ③社会学と社会システム           | 30            |               | ○    | ○    |
| ④現代社会と福祉             | 60            |               | ○    | ○    | ● | ④社会福祉の原理と政策           | 60            |               | ○    | ○    |
| ⑤地域福祉の理論と方法          | 60            |               | ○    | ○    | ● | ⑤地域福祉と包括的支援体制         | 60            |               | ○    | ○    |
| ⑥社会保障                | 60            |               | ○    | ○    | ● | ⑥社会保障                 | 60            |               | ○    | ○    |
| ⑦低所得者に対する支援と生活保護     | 30            |               | ○    | ○    | ● | ⑦障害者福祉                | 30            |               | ○    | ○    |
| ⑧福祉行財政と福祉計画          | 30            |               | ○    | ○    | ● | ⑧権利擁護を支える法制度          | 30            |               | ○    | ○    |
| ⑨保健医療サービス            | 30            |               | ○    | ○    | ● | ⑨刑事司法と福祉              | 30            |               | ○    | ○    |
| ⑩権利擁護と成年後見制度         | 30            |               | ○    | ○    | ● | ⑩社会福祉調査の基礎            | 30            |               | ○    | ○    |
| ⑪障害者に対する支援と障害者自立支援制度 | 30            |               | ○    | ○    | ● | ⑪精神医学と精神医療            | 60            | 60            | ○    |      |
| ⑫精神疾患とその治療           | 60            | 60            | ○    |      | ● | ⑫現代の精神保健の課題と支援        | 60            | 60            | ○    |      |
| ⑬精神保健の課題と支援          | 60            | 60            | ○    |      | ● | ⑬ソーシャルワークの基盤と専門職      | 30            |               | ○    | ○    |
| ⑭精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）   | 30            |               | ○    | ○    | ● | ⑭精神保健福祉の原理            | 60            | 60            | ○    |      |
| ⑮精神保健福祉相談援助の基盤（専門）   | 30            | 30            | ○    |      | ● | ⑮ソーシャルワークの理論と方法       | 60            | 60            | ○    |      |
| ⑯精神保健福祉の理論と相談援助の展開   | 120           | 120           | ○    |      | ● | ⑯ソーシャルワークの理論と方法（専門）   | 60            | 60            | ○    |      |
| ⑰精神保健福祉に関する制度とサービス   | 60            | 60            | ○    |      | ● | ⑰精神障害リハビリテーション論       | 30            | 30            | ○    |      |
| ⑱精神障害者の生活支援システム      | 30            | 30            | ○    |      | ● | ⑱精神保健福祉制度論            | 30            | 30            | ○    |      |
| ⑲精神保健福祉援助演習（基礎）      | 30            |               | ○    | ○    | ● | ⑲ソーシャルワーク演習           | 30            |               | ○    | ○    |
| ⑳精神保健福祉援助演習（専門）      | 60            | 60            | ○    |      | ● | ㉑ソーシャルワーク演習（専門）       | 90            | 90            | ○    |      |
| ㉑精神保健福祉援助実習指導        | 90            | 90            | ○    |      |   | ㉒ソーシャルワーク実習指導         | 90            | 90            | ○    |      |
| ㉒精神保健福祉援助実習          | 210           | 210           | ○    |      |   | ㉓ソーシャルワーク実習           | 210           | 210           | ○    |      |
| 合計                   | 1,200         | 720           | 22科目 | 13科目 |   | 合計                    | 1,200         | 750           | 22科目 | 12科目 |

※ 統合や分割等により再構築を図った科目について、代表的なもののみ矢印を掲載。新たな教育内容は令和3年度から順次適用予定。

# 子ども家庭福祉の資格のカリキュラム案について

(第37回社会保障審議会 児童部会 社会的養育専門委員会 資料1  
「子ども家庭福祉分野の資格・資質向上について(案)」)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 子ども家庭福祉専門科目のイメージ

○ 下記は委員会での議論に資するために、子ども家庭福祉専門科目（P4の③～⑤ルートに対応）の構成を現時点のおおまかなイメージとしてお示しするもの。  
 ※ カリキュラムの詳細は施行までの間に有識者による検討委員会等を立ち上げて検討されるのが通常であり、子ども家庭福祉専門科目についても同様の流れを想定している。

|       |             |                         |    |     |        |
|-------|-------------|-------------------------|----|-----|--------|
| 上乗せ課程 | 子ども家庭に関する科目 | (児) 母子保健と小児医療の基礎        | 児童 | 30  | 500h程度 |
|       |             | (児) 児童発達心理              | 児童 | 30  |        |
|       |             | (児) 児童虐待ソーシャルワークと子どもの権利 | 児童 | 30  |        |
|       |             | (児) 社会的養護               | 児童 | 30  |        |
|       |             | (児) 学校とソーシャルワーク         | 児童 | 30  |        |
|       |             | (児) 教育の基礎的理解に関する科目      | 児童 | 30  |        |
|       |             | (精) 精神医学と精神医療 ▲         | 精神 | 60  |        |
|       |             | (精) 現代の精神保健の課題と支援 ▲     | 精神 | 60  |        |
|       |             | (児) 演習 ※                | 児童 | 30  |        |
|       |             | (児) 実習指導 ※              | 児童 | 60  |        |
|       |             | (児) 実習 ※                | 児童 | 120 |        |

|       |             |                         |    |     |        |
|-------|-------------|-------------------------|----|-----|--------|
| 上乗せ課程 | 子ども家庭に関する科目 | (児) 母子保健と小児医療の基礎        | 児童 | 30  | 500h程度 |
|       |             | (児) 児童発達心理              | 児童 | 30  |        |
|       |             | (児) 児童虐待ソーシャルワークと子どもの権利 | 児童 | 30  |        |
|       |             | (児) 社会的養護               | 児童 | 30  |        |
|       |             | (児) 学校とソーシャルワーク         | 児童 | 30  |        |
|       |             | (児) 教育の基礎的理解に関する科目      | 児童 | 30  |        |
|       |             | (社) 児童・家庭福祉 △           | 社会 | 30  |        |
|       |             | (社) 貧困に対する支援 △          | 社会 | 30  |        |
|       |             | (社) 福祉サービスの組織と経営 △      | 社会 | 30  |        |
|       |             | (社) 保健医療と福祉 △           | 社会 | 30  |        |
|       |             | (児) 演習 ※                | 児童 | 30  |        |
|       |             | (児) 実習指導 ※              | 児童 | 60  |        |
|       |             | (児) 実習 ※                | 児童 | 120 |        |

|           |           |                     |    |     |     |
|-----------|-----------|---------------------|----|-----|-----|
| 社会福祉士養成課程 | 社会福祉士専門科目 | (社) ソーシャルワークの基盤と専門職 | 社会 | 30  | 510 |
|           |           | (社) ソーシャルワークの理論と方法  | 社会 | 60  |     |
|           |           | (社) 福祉サービスの組織と経営 △  | 社会 | 30  |     |
|           |           | (社) 高齢者福祉           | 社会 | 30  |     |
|           |           | (社) 児童・家庭福祉 △       | 社会 | 30  |     |
|           |           | (社) 貧困に対する支援 △      | 社会 | 30  |     |
|           |           | (社) 保健医療と福祉 △       | 社会 | 30  |     |
|           |           | (社) ソーシャルワーク演習 ※    | 社会 | 120 |     |
|           |           | (社) ソーシャルワーク実習指導 ※  | 社会 | 90  |     |
|           |           | (社) ソーシャルワーク実習 ※    | 社会 | 240 |     |
|           |           | 小計                  |    | 690 |     |
|           | 共通科目      | (共) 医学概論            | 共通 | 30  |     |
|           |           | (共) 心理学と心理的支援       | 共通 | 30  |     |
|           |           | (共) 社会学と社会システム      | 共通 | 30  |     |
|           |           | (共) ソーシャルワークの基盤と専門職 | 共通 | 30  |     |
|           |           | (共) ソーシャルワークの理論と方法  | 共通 | 60  |     |
|           |           | (共) 社会福祉調査の基礎       | 共通 | 30  |     |
|           |           | (共) 社会福祉の原理と政策      | 共通 | 60  |     |
|           |           | (共) 社会保障            | 共通 | 60  |     |
|           |           | (共) 権利擁護を支える法制度     | 共通 | 30  |     |
|           |           | (共) 地域福祉と包括的支援体制    | 共通 | 60  |     |
|           |           | (共) 障害者福祉           | 共通 | 30  |     |
|           |           | (共) 刑事司法と福祉         | 共通 | 30  |     |
|           |           | (共) ソーシャルワーク演習      | 共通 | 30  |     |
|           |           | 小計                  |    | 510 |     |

|             |             |                     |    |     |     |
|-------------|-------------|---------------------|----|-----|-----|
| 精神保健福祉士養成課程 | 精神保健福祉士専門科目 | (精) 精神保健福祉の原理       | 精神 | 60  | 690 |
|             |             | (精) ソーシャルワークの理論と方法  | 精神 | 60  |     |
|             |             | (精) 精神医学と精神医療 ▲     | 精神 | 60  |     |
|             |             | (精) 現代の精神保健の課題と支援 ▲ | 精神 | 60  |     |
|             |             | (精) 精神保健福祉制度論       | 精神 | 30  |     |
|             |             | (精) 精神障害リハビリテーション論  | 精神 | 30  |     |
|             |             | (精) ソーシャルワーク演習 ※    | 精神 | 90  |     |
|             |             | (精) ソーシャルワーク実習指導 ※  | 精神 | 90  |     |
|             |             | (精) ソーシャルワーク実習 ※    | 精神 | 210 |     |
|             |             | 小計                  |    | 690 |     |
|             | 共通科目        | (共) 医学概論            | 共通 | 30  |     |
|             |             | (共) 心理学と心理的支援       | 共通 | 30  |     |
|             |             | (共) 社会学と社会システム      | 共通 | 30  |     |
|             |             | (共) ソーシャルワークの基盤と専門職 | 共通 | 30  |     |
|             |             | (共) ソーシャルワークの理論と方法  | 共通 | 60  |     |
|             |             | (共) 社会福祉調査の基礎       | 共通 | 30  |     |
|             |             | (共) 社会福祉の原理と政策      | 共通 | 60  |     |
|             |             | (共) 社会保障            | 共通 | 60  |     |
|             |             | (共) 権利擁護を支える法制度     | 共通 | 30  |     |
|             |             | (共) 地域福祉と包括的支援体制    | 共通 | 60  |     |
|             |             | (共) 障害者福祉           | 共通 | 30  |     |
|             |             | (共) 刑事司法と福祉         | 共通 | 30  |     |
|             |             | (共) ソーシャルワーク演習      | 共通 | 30  |     |
|             |             | 小計                  |    | 510 |     |

※ 社会福祉士又は精神保健福祉士養成課程において子ども家庭福祉分野でのソーシャルワーク演習及び実習（児童相談所等）を履修した場合には、上乗せ課程を一部免除とすることも検討。

▲ 精神保健福祉士養成課程において履修した場合には、上乗せ課程を免除とする。

△ 社会福祉士養成課程において履修した場合には、上乗せ課程を免除とする。

## 子ども家庭福祉専門科目のイメージ（主な内容例）

- 子ども家庭福祉専門科目においては、自ら意見表明することが難しい子どもへの支援、家庭全体を捉えた虐待予防、親子分離を伴う保護などの介入的ソーシャルワークといった専門性を身につけ、実際に現場で実践できる人材を育成することが目標。
- 座学で基礎的な枠組みの理解を促進することも重要だが、ソーシャルワークの能力を高めるため、事例を用いた演習や実習を実施するなど、その内容を工夫することが必要
- 科目の主な内容について、その科目のねらい（目標）も含め、カリキュラムの詳細は施行までの間に有識者による検討委員会等を立ち上げて検討されるのが通常であり、子ども家庭福祉専門科目についても同様の流れを想定している。主な内容例を含め、現段階でのイメージは下記の通り。

| 科目名                 | 主な内容例                                                                                    |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 母子保健と小児医療の基礎        | ・ 子どもの健康・病気 ・子どもの健康状態の把握方法 ・地域の保健活動と虐待防止                                                 |
| 児童発達心理              | ・ 子どもの理解に基づく発達援助 ・子どもの心理的成長 ・子どもの発達と家庭環境 ・子育て家庭の課題                                       |
| 児童虐待ソーシャルワークと子どもの権利 | ・ 子どもの権利擁護 ・虐待予防のための家庭・子育て支援 ・子どもとの面接技法 ・虐待死亡事例検証<br>・ 家族のアセスメント ・子どもの自立支援               |
| 社会的養護               | ・ 社会的養護の現状と課題 ・社会的養護の制度・専門職 ・施設における支援内容 ・地域と施設の連携                                        |
| 学校とソーシャルワーク         | ・ 学校と連携した家庭・生活環境の支援 ・子どもの学習機会の保障 ・不登校、非行などの課題                                            |
| 教育の基礎的理解に関する科目      | ・ 生徒の心身の発達と学習の過程 ・特別の支援を必要とする子どもに対する理解                                                   |
| 児童・家庭福祉             | ・ 子どもの権利 ・児童福祉の歴史や制度 ・児童・家庭、妊産婦への適切な支援                                                   |
| 貧困に対する支援            | ・ 貧困家庭に対する支援内容 ・貧困の歴史や制度 ・貧困に対する支援の関係機関との連携                                              |
| 福祉サービスの組織と経営        | ・ 福祉人材のマネジメント、子ども向けNPOなど福祉サービスの組織・団体の役割、経営理論                                             |
| 保健医療と福祉             | ・ ソーシャルワーク実践と保健医療、保健医療の制度、疾患を有する方への支援                                                    |
| 精神医学と精神医療           | ・ 子ども等の代表的な精神疾患 ・精神疾患の治療 ・他職種協働と地域連携                                                     |
| 現代の精神保健の課題と支援       | ・ 家族関係における暴力と精神保健 ・出産・育児をめぐる精神保健 ・学校教育と精神保健                                              |
| 演習、実習指導、実習          | ・ 児童相談所や児童福祉施設等において実習し、具体的なケース等について実践的に理解<br>（ロールプレイングなど実技指導、子どものソーシャルワークの実例を用いた検証、事前準備） |

- 仮に精神保健福祉士と同等の独立型の資格として設計した場合、子ども家庭福祉分野の専門科目はトータルで690時間となる。
- 前頁の子ども家庭福祉専門科目のイメージは、それと遜色ないものとなるよう、演習・実習を除いた専門科目(座学)を300時間程度確保したものとしている。(演習・実習については社会福祉士or精神保健福祉士専門科目で相当の時間数を履修していることを考慮し、200時間程度としている。)

### ＜上乗せ型の資格のイメージ(今回の案)＞

#### 子ども家庭福祉専門科目 500時間程度

##### 200時間程度

- ソーシャルワーク演習(専門)
- ソーシャルワーク実習指導
- ソーシャルワーク実習

##### 300時間程度

- 母子保健と小児医療の基礎
- 児童発達心理
- 児童虐待ソーシャルワークと子どもの権利
- 社会的養護
- 学校とソーシャルワーク
- 教育の基礎的理解に関する科目
- 精神医学と精神医療
- 現代の精神保健の課題と支援

※下記の専門科目と一部重複があり得る

仮に精神保健福祉士と同等の資格課程とした場合に見込まれる時間数と同程度を確保

### ＜独立型の資格のイメージ＞

#### 社会福祉士専門科目 690時間

##### 240時間

- ソーシャルワークの理論と方法(専門)
- ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)
- 福祉サービスの組織と経営
- 高齢者福祉
- 貧困に対する支援
- 保健医療と福祉
- 児童・家庭福祉

##### 450時間

- ソーシャルワーク演習(専門)
- ソーシャルワーク実習指導
- ソーシャルワーク実習

#### 精神保健福祉士専門科目 690時間

##### 300時間

- ソーシャルワークの理論と方法(専門)
- 精神医学と精神医療
- 現代の精神保健の課題と支援
- 精神保健福祉の原理
- 精神障害リハビリテーション論
- 精神保健福祉制度論

##### 390時間

- ソーシャルワーク演習(専門)
- ソーシャルワーク実習指導
- ソーシャルワーク実習

#### 共通科目 510時間

- 医学概論
- 心理学と心理的支援
- 社会学と社会システム
- 社会福祉の原理と政策
- 地域福祉と包括的支援体制
- 社会保障
- 障害者福祉
- 権利擁護を支える法制度
- 刑事司法と福祉
- 社会福祉調査の基礎
- ソーシャルワークの基盤と専門職
- ソーシャルワークの理論と方法
- ソーシャルワーク演習

#### 社会福祉士専門科目 690時間

##### 240時間

- ソーシャルワークの理論と方法(専門)
- ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)
- 福祉サービスの組織と経営
- 高齢者福祉
- 貧困に対する支援
- 保健医療と福祉
- 児童・家庭福祉

##### 450時間

- ソーシャルワーク演習(専門)
- ソーシャルワーク実習指導
- ソーシャルワーク実習

#### 精神保健福祉士専門科目 690時間

##### 300時間

- ソーシャルワークの理論と方法(専門)
- 精神医学と精神医療
- 現代の精神保健の課題と支援
- 精神保健福祉の原理
- 精神障害リハビリテーション論
- 精神保健福祉制度論

##### 390時間

- ソーシャルワーク演習(専門)
- ソーシャルワーク実習指導
- ソーシャルワーク実習

#### 共通科目 510時間

- 医学概論
- 心理学と心理的支援
- 社会学と社会システム
- 社会福祉の原理と政策
- 地域福祉と包括的支援体制
- 社会保障
- 障害者福祉
- 権利擁護を支える法制度
- 刑事司法と福祉
- 社会福祉調査の基礎
- ソーシャルワークの基盤と専門職
- ソーシャルワークの理論と方法
- ソーシャルワーク演習

#### 子ども家庭福祉士 (仮称)専門科目 690時間

##### 300時間

- 児童関係の専門科目
- ※左記の専門科目と一部重複があり得る

##### 390時間

- 演習・実習(児童関係)

## 子ども家庭福祉指定研修のイメージ

- 下記は委員会での議論に資するために、子ども家庭福祉指定研修（P4の①～②ルートに対応）の現時点のおおまかなイメージとしてお示しするもの。  
※ 研修カリキュラムの詳細は施行までの間に有識者による検討委員会等を立ち上げて検討する流れを想定している。
- 研修カリキュラムの検討に当たっては、受講者の実務経験年数（P4の①ルートでは2年）を考慮しつつ、子ども家庭福祉専門科目との均衡を考慮したものとする必要があり、100時間程度確保するものとしてはどうか。
- 児童相談所や市町村の子ども家庭総合支援拠点の現任者をはじめ、子どもに関わる分野で働く方々が業務と両立しながら資格を取得できるようにすることが必要であり、オンライン授業やeラーニング、レポート審査などその方法は工夫するべきではないか。

### 職能団体等が実施する 研修を想定

※子ども家庭福祉分野  
のソーシャルワーク  
を行うことができる  
ようになるための  
カリキュラムを受講

|                           |       |                               |
|---------------------------|-------|-------------------------------|
| 学校とソーシャルワーク               | 70h程度 | 100h程度                        |
| 教育の基礎的理解に関する科目            |       |                               |
| 母子保健と小児医療の基礎              |       |                               |
| 社会的養護の現状と課題               |       |                               |
| 子どもの貧困・格差                 |       |                               |
| 家族理解と支援                   |       |                               |
| 保護者理解と支援                  |       |                               |
| 子どもの発達                    |       |                               |
| 子ども虐待予防                   |       |                               |
| 地域共生社会（虐待を発生させない地域づくり）    |       |                               |
| 子どもの権利擁護                  | 30h程度 | ※児童福祉司任用<br>後研修で置き換え<br>を可とする |
| 非行対応                      |       |                               |
| 子ども虐待対応                   |       |                               |
| 行政権限の行使と司法手続き             |       |                               |
| 関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援 |       |                               |
| 社会的養護における自立支援             |       |                               |
| 児童相談所における方針決定の過程          |       |                               |
| 子どもの面接・家族面接に関する技術         |       |                               |
| 子ども家庭支援のためのケースマネジメント      |       |                               |

※児童福祉司任用  
後研修で置き換え  
を可とする

P4の子ども家庭福祉専門科目  
（500時間程度）から演習・  
実習指導・実習（合計200時  
間程度）を控除した時間数の  
1/3程度を確保

（注）

介護福祉士は、通常1850H（専門学  
校等で2年以上）のところ、実務経験3  
年あれば、450H（6ヶ月以上）と約1/4  
に短縮。

公認心理師は、大学院卒 又は  
大学＋2年以上の実務経験を要する  
ところ、5年間の経過措置として、  
5年以上の実務経験があれば  
30Hの講習を受講すれば可。